

精神保健指定医の行政処分について、お詫び

2016年11月9日

このたび宇治おうばく病院に関わる医師二名が、11月9日をもって精神保健指定医の指定を取り消される行政処分を厚生労働省より受けました。当院をご利用の皆様、一般市民の皆様には大変なご迷惑とご心配をおかけしており申し訳ございません。今後このような事態が生じないよう、精神保健指定医の申請はより厳正に行うことはもちろん、再発防止と信頼回復のために病院全体で尽力してまいります。

処分を受けた二名のうち一名はすでに退職しており、現職の医師一名の処分となりましたが、指定医資格を要する精神科職務につきましては他の複数の指定医で補います。当院の精神科診療への影響は寡少ですので、この点に関してはご安心頂き、ひきつづき当院をご利用頂きたいことも申し添えさせていただきます。

お詫び申し上げますとともにご理解のほどよろしくお願い致します。

宇治おうばく病院 院長 岡 正悟